（水力発電設備に係る調達価格等）

第四条　［略］

2　［略］

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　［略］

二　当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更であって当該減少が十キロワット未満若しくは当該設備の出力の二十パーセント未満である場合、出力を増加させる変更であって増加後の出力が該当する次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等に係る調達価格の欄に掲げる価格が当該変更前の当該設備に係る調達価格より高い場合又は当該設備に係る接続契約の相手方である一般送配電事業者等による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合を除く。）の認定又は次の表各号に掲げる設備の再生可能エネルギー発電設備の区分等の変更（当該設備の出力のみの変更によるものを除く。）の認定に限る。）の日

三　当該設備に係る調達期間の起算日以後の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更（出力を減少させる変更を除く。）の認定に限る。）の日

四　当該設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについての電気事業者の同意に係る主要な事項の変更の認定の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

（水力発電設備に係る調達価格等）

第四条　［略］

2　［略］

3　次に掲げる日のうちいずれか遅い日（以下この項において「価格決定日」という。）が平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に属する場合における水力発電設備に係る調達価格等は、前二項の規定にかかわらず、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等及び価格決定日が属する期間の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　［略］

二　当該設備に係る調達期間の起算日前の法第十条第一項の変更の認定（当該設備の出力の変更であって、大幅な出力変更の認定に限る。）の日

［新設］

［新設］

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	価格決定日が属する期間	調達価格	調達期間
一	出力が二百キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	三十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
二	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十五円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
三	出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十九円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間
四	特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの	平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	二十一円に消費税及び地する額を加えて得た額	二十年間